

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則 ○ 三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則	教 育 総 務 課	1頁
訓 令 ○ 三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件 及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令	教 職 員 課	1頁
○ 公立学校における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに 関する規程の一部を改正する訓令	教 職 員 課	10頁

規 則

三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月二十六日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県教育委員会規則第十一号

三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会公印規則（昭和三十二年三重県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表地域機関及び教育機関の長印の項中

南伊勢高等学校度会分校（二）
熊野青藍高等学校紀南分校（二）

を

熊野青藍高等学校紀南分校（二）

に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

訓 令

教委訓第2号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月26日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和元年教委訓第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第10条 年次有給休暇は、<u>次の各号に掲げる会計年度任用職員に対して、当該各号に定める日数を付与するものとする。</u></p> <p>(1) <u>この項の規定により年次有給休暇が認められている会計年度任用職員以外の会計年度任用職員(第4号に規定する特定職員を除く。次号において同じ。)</u>であって、<u>6月以上の任期を定めて任用されたもの又は6月以上の期間を定めて任期を更新されたもの</u> <u>6月以上の任期を定めて任用された日又は6月以上の期間を定めて任期を更新された日(以下この項において「特定日」という。)</u>以後の1年間において、<u>別表第3の1週間の勤務日数欄に掲げる区分又は1年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、年次有給休暇の付与日数欄に定める日数</u></p> <p>(2) <u>この項の規定により年次有給休暇が認められている会計年度任用職員以外の会計年度任用職員であって、継続勤務を開始した日から6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤したもの(前号の会計年度任用職員を除く。)</u> <u>次の1年間において、別表第3の1週間の勤務日数欄に掲げる区分又は1年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、年次有給休暇の付与日数欄に定める日数</u></p> <p>(3) <u>第1号の規定により年次有給休暇が認められた会計年度任用職員(この号の規定により年次有給休暇が認められた会計年度任用職員を含む。)</u> <u>であって、特定日(第1号に規定する場合に該当することとなった日)に限る。以下この号において同じ。)</u> <u>から1年以上継続勤務し、特定日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの</u> <u>それぞれ次の1年間において、別表第4の1週間の勤務日数欄に掲げる区分又は1年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、特定日から起算した継続勤務年数欄の区分ごとに定める年次有給休暇の付与日数欄に定める日数</u></p> <p>(4) <u>第2号の規定により年次有給休暇が認められた会計年度任用職員(この号の規定により年次有給休暇が認められた会計年度任用職員を含む。)</u> <u>又は特定職員(継続勤務を開始した日から6月を超えて継続勤務している職員であって、同日以後において年次有給休暇が認められていないものをいう。)</u> <u>であって、継続勤務を開始した日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日(以下この号において「6月経過日」という。)</u> <u>から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの</u> <u>それぞれ次の1年間に</u></p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第10条 年次有給休暇は、<u>採用の日から起算して6月間継続して勤務し、全勤務日の8割以上出勤した会計年度任用職員に対して、別表第3の1週間の勤務日数欄に掲げる区分又は1年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、年次有給休暇の付与日数欄に定める日数を付与するものとする。</u></p>

において、別表第5の1週間の勤務日数欄に掲げる区分又は1年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、6月経過日から起算した継続勤務年数の区分ごとに定める年次有給休暇の付与日数欄に定める日数

- 2 前項の「継続勤務」とは、三重県の会計年度任用職員として、その勤務が社会通念上中断されていないと認められる場合の勤務を、「全勤務日」とは会計年度任用職員の勤務を要する日の全てをそれぞれいうものとし、「8割以上出勤」については、勤務時間条例の適用を受ける職員の例による。

3・4 (略)

(特別休暇)

第11条 会計年度任用職員には別表第6の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇（同表に定める産前休暇及び産後休暇を除く。）の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

- 2 会計年度任用職員には別表第7の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める無給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

別表第3（第10条関係）

(略)

備考 「5日以上」には、1週間の勤務日数が4日以下で、かつ、1週間の勤務時間が29時間以上のものを含む。

別表第4（第10条関係）

1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	特定日から起算した継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
			年次有給休暇の付与日数					
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 「5日以上」には、1週間の勤務日数が4日以下で、かつ、1週間の勤務時間が29時間以上のもの

- 2 再度の任用により、当初の採用の日から起算して1年6月以上継続して勤務した会計年度任用職員に対する年次有給休暇は、別表第4の1週間の勤務日数欄に掲げる区分又は1年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、当初の採用の日から起算して、継続して勤務した期間の項に掲げる期間の経過した日に、年次有給休暇の付与日数欄に掲げる日数を付与するものとする。ただし、継続して勤務した期間が6月を超えて継続して勤務する日から1年ごとに区分した各期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、当該期間）の初日の前日の属する期間において出勤した日数が全勤務日の8割未満である者に対しては、当該初日以後の1年間においては年次有給休暇を付与しないものとする。

3・4 (略)

(特別休暇)

第11条 会計年度任用職員には別表第5の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇（同表に定める産前休暇及び産後休暇を除く。）の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

- 2 会計年度任用職員には別表第6の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める無給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

別表第3（第10条関係）

(略)

備考

- 1 「5日以上」には、1週間の勤務日数が4日以下で、かつ、1週間の勤務時間が29時間以上のものを含む。
2 「全勤務日の8割以上出勤」については、勤務時間条例の適用を受ける職員の例による。

別表第4（第10条関係）

1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	継続して勤務した期間	1年6月	2年6月	3年6月	4年6月	5年6月	6年6月以上の各年6月
			年次有給休暇の付与日数					
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

- 1 「5日以上」には、1週間の勤務日数が4日以下

のを含む。

で、かつ、1週間の勤務時間が29時間以上のものを
含む。

2 「全勤務日の8割以上出勤」については、勤務
時間条例の適用を受ける職員の例による。

別表第5（第10条関係）

1週間の勤務日数	1年間 の勤務日数	6月経過 日から 起算し た継続 勤務年 数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以 上
			年次有給休暇の付与日数					
5日 以上	217日 以上		11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日 から 216日 まで		8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日 から 168日 まで		6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日 から 120日 まで		4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日 から 72日 まで		2日	2日	2日	3日	3日	3日

備考 「5日以上」には、1週間の勤務日数が4日以下で、かつ、1週間の勤務時間が29時間以上のものを含む。

別表第6（第11条関係）

区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)
私傷病	(略)	(略)
保育時間	生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審

別表第5（第11条関係）

区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)
私傷病	(略)	(略)

子の看護等	<p>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）が、その</p>	<p>一の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごと</p>
	<p>判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日における当該休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>	

	<p>子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして教育長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして教育長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち教育長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>の勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育長が別に定める時間）の範囲内の期間</p>				
<p>短期介護</p>	<p>次に掲げる者（ハに掲げる者にあっては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の教育長の定める世話を行う会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>イ 配偶者、父母、子及び配偶者の父母</p> <p>ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>ハ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で教</p>	<p>一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育長の定める時間）の範囲内の期間</p>				

	育長の定めるもの	
骨髄等ドナー	会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間

別表第7（第11条関係）

区分	事由	期間

--	--	--

別表第6（第11条関係）

区分	事由	期間
保育時間	生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育

						<p>里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日における当該休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</p>
子の看護等	<p>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして教育長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして教育長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る</p>	<p>一の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ</p>	<p>る子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育長が別に定める時間）の範囲内の期間</p>			

				<p>行事のうち教育長が定めるものへの参加をすることをいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	
				<p>短期介護</p> <p>次に掲げる者（ハに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の教育長の定める世話をを行う会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>イ 配偶者、父母、子及び配偶者の父母</p> <p>ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>ハ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で教育長の定めるもの</p>	<p>一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育長の定める時間）の範囲内の期間</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
公務上又は通勤による傷病	<p>会計年度任用職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	必要と認められる期間		<p>公務上の傷病</p> <p>会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	必要と認められる期間
				<p>骨髄等ドナー</p> <p>会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として</p>	必要と認められる期間

又は6月以上の期間を定めて任期を更新された日（以下この項において「特定日」という。）以後の1年間に於いて、別表第1の1週間の勤務日数欄に掲げる区分又は1年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、年次有給休暇の付与日数欄に定める日数

(2) この項の規定により年次有給休暇が認められている会計年度任用職員以外の会計年度任用職員であって、継続勤務を開始した日から6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤したもの（前号の会計年度任用職員を除く。） 次の1年間に於いて、別表第1の1週間の勤務日数欄に掲げる区分又は1年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、年次有給休暇の付与日数欄に定める日数

(3) 第1号の規定により年次有給休暇が認められた会計年度任用職員（この号の規定により年次有給休暇が認められた会計年度任用職員を含む。）であって、特定日（第1号に規定する場合に該当することとなった日に限る。以下この号において同じ。）から1年以上継続勤務し、特定日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ次の1年間に於いて、別表第2の1週間の勤務日数欄に掲げる区分又は1年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、特定日から起算した継続勤務年数欄の区分ごとに定める年次有給休暇の付与日数欄に定める日数

(4) 第2号の規定により年次有給休暇が認められた会計年度任用職員（この号の規定により年次有給休暇が認められた会計年度任用職員を含む。）又は特定職員（継続勤務を開始した日から6月を超えて継続勤務している職員であって、同日以後において年次有給休暇が認められていないものをいう。）であって、継続勤務を開始した日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日（以下この号において「6月経過日」という。）から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ次の1年間に於いて、別表第3の1週間の勤務日数欄に掲げる区分又は1年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、6月経過日から起算した継続勤務年数の区分ごとに定める年次有給休暇の付与日数欄に定める日数

2 前項の「継続勤務」とは、三重県の会計年度任用職員として、その勤務が社会通念上中断されていないと認められる場合の勤務を、「全勤務日」とは会計年度任用職員の勤務を要する日の全てをそれぞれいうものとし、「8割以上出勤」については、勤務時間条例の適用を受ける職員の例による。

2 再度の任用により、当初の採用の日から起算して1年6月以上継続して勤務した会計年度任用職員に対する年次有給休暇は、別表第2の1週間の勤務日数欄に掲げる区分又は1年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、当初の採用の日から起算して、継続して勤務した期間の項に掲げる期間の経過した日に、年次有給休暇の付与日数欄に掲げる日数を付与するものとする。ただし、継続して勤務した期間が6月を超えて継続して勤務する日から1年ごとに区分した各期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、当該

3・4 (略)

(特別休暇)

第11条 会計年度任用職員には別表第4の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇（同表に定める産前休暇及び産後休暇を除く。）の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

2 会計年度任用職員には別表第5の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める無給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

別表第1 (第10条関係)

(略)

備考 「5日以上」には、1週間の勤務日数が4日以下で、かつ、1週間の勤務時間が29時間以上のものを含む。

別表第2 (第10条関係)

1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	特定日から起算した継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
			年次有給休暇の付与日数					
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 「5日以上」には、1週間の勤務日数が4日以下で、かつ、1週間の勤務時間が29時間以上のものを含む。

別表第3 (第10条関係)

1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	6月経過日から起算した継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
			年次有給休暇の付与日数					
5日以上	217日以上		11日	12日	14日	16日	18日	20日

期間)の初日の前日の属する期間において出勤した日数が全勤務日の8割未満である者に対しては、当該初日以後の1年間においては年次有給休暇を付与しないものとする。

3・4 (略)

(特別休暇)

第11条 会計年度任用職員には別表第3の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇（同表に定める産前休暇及び産後休暇を除く。）の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

2 会計年度任用職員には別表第4の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める無給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

別表第1 (第10条関係)

(略)

備考

1 「5日以上」には、1週間の勤務日数が4日以下で、かつ、1週間の勤務時間が29時間以上のものを含む。

2 「全勤務日の8割以上出勤」については、勤務時間条例の適用を受ける職員の例による。

別表第2 (第10条関係)

1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	継続して勤務した期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
			6月	6月	6月	6月	6月	各年6月
年次有給休暇の付与日数								
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 「5日以上」には、1週間の勤務日数が4日以下で、かつ、1週間の勤務時間が29時間以上のものを含む。

2 「全勤務日の8割以上出勤」については、勤務時間条例の適用を受ける職員の例による。

4日	169日 から	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	216日 まで						
3日	121日 から	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	168日 まで						
2日	73日 から	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	120日 まで						
1日	48日 から	2日	2日	2日	3日	3日	3日
	72日 まで						

備考 「5日以上」には、1週間の勤務日数が4日以下で、かつ、1週間の勤務時間が29時間以上のものを含む。

別表第4（第11条関係）

区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)
私傷病	(略)	(略)
保育時間	生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である

別表第3（第11条関係）

区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)
私傷病	(略)	(略)

		<p>者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日における当該休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>				
<p>子の看護等</p>	<p>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）が、その子の看護等（負傷、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして教育長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして教育長が定める事由に伴うその子の世話を行</p>	<p>一の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育長が別に定める時間）の範囲内の期間</p>				

	うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち教育長が定めるものへの参加をすることをいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合						
短期介護	次に掲げる者（ハに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の教育長の定める世話をを行う会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 イ 配偶者、父母、子及び配偶者の父母 ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ハ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で教育長の定めるもの	一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育長の定める時間）の範囲内の期間					
骨髄等ドナー	会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢（しょう）血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移	必要と認められる期間					

植のため末梢血幹細胞
を提供する場合、当
該申出又は提供に伴い
必要な検査、入院等の
ため勤務しないことが
やむを得ないと認めら
れるとき

別表第5 (第11条関係)

区分	事由	期間

別表第4 (第11条関係)

区分	事由	期間
保育時間	生後1年に達しない子 を育てる会計年度任用 職員が、その子の保育 のために必要と認めら れる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30 分以内の期間（男 子の会計年度任用 職員にあっては、 その子の当該会計 年度任用職員以外 の親（当該子につ いて民法（明治29 年法律第89号）第 817条の2第1項の 規定により特別養 子縁組の成立につ いて家庭裁判所に 請求した者（当該 請求に係る家事審 判事件が裁判所に 係属している場合 に限る。）であっ て当該子を現に監 護するもの又は児 童福祉法（昭和22 年法律第164号） 第27条第1項第3号 の規定により当該 子を委託されてい る同法第6条の4第 2号に規定する養 子縁組里親である 者若しくは同条第 1号に規定する養 育里親である者 （同法第27条第4項 に規定する者の意 に反するため、同 項の規定により、 同法第6条の4第2 号に規定する養子 縁組里親として委 託することができ ない者に限る。） を含む。）が当該 会計年度任用職員

						がこの項の休暇を使用しようとする日における当該休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
子の看護等	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（教育長が別に定める者に限る。）が、その子の看護等（負傷、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして教育長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして教育長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち教育長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育長が別に定める時間）の範囲内の期間				
短期介護	次に掲げる者（八に掲げる者にあっては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間	一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一				

					にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護その他の教育長の定める世話をを行う会計年度任用職員(教育長が別に定める者に限る。)が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育長の定める時間)の範囲内の期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	イ 配偶者、父母、子及び配偶者の父母 ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ハ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で教育長の定めるもの	
<u>公務上又は通勤による傷病</u>	会計年度任用職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間	<u>公務上の傷病</u>	会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間	
			<u>骨髓等</u>	会計年度任用職員が骨髓移植のための骨髓若しくは末梢(しょう)血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行う場合、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないこと	必要と認められる期間	

発 行
津市広明町13番地 三重県教育委員会